

海外旅行における運用手引書（第3版）

新型コロナウイルス感染症について世界的に行われてきた行動制限などの様々な制約は緩和・撤廃されてきている。日本においても、水際措置が緩和されてきており、現状（2022年6月1日時点）の水際対策等を踏まえた改訂を行う。

1 海外旅行における留意すべき基本原則

（1）事前に確認すべき事項

①海外渡航に関する日本国政府の方針について。

ア 外務省・海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

イ 外務省・感染症危険情報とは

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

ウ 厚生労働省・水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

エ 厚生労働省・入国者健康確認センター

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

オ 厚生労働省検疫所

<https://www.forth.go.jp/index.html>

②必要な証明書、アプリ等について

必要な証明書等の書類やその提示・提出方法などの条件は、渡航先国・訪問地（以下、「デスティネーション」という）及び日本の入国要件や利用する運送機関（航空会社等）によって異なり、その条件は今後も刻々と変わる可能性があるため、最新の情報を収集すること。また、お客様に対して最新の情報を提供するよう努めること。

<最新情報の収集先の例>

- ・デスティネーションの在日大使館・領事館
- ・政府観光局
- ・厚生労働省
- ・外務省
- ・在外日本大使館・総領事館
- ・運送機関（航空会社等）
- ・ランドオペレーター

加えて、入国要件の検索ツールとして“Sherpa”がある。

<Sherpa（入国要件を検索するツール）>

<https://apply.joinsherpa.com/travel-restrictions?affiliateid=americanairlines>

現時点での正しい情報を把握するために、JATAでは日本航空やアメリカン航空が加盟するワールドアライアンスが利用している『Sherpa』を推奨する。

■利用上の注意事項

知的財産権の観点から URL の転載などの二次使用は不可。

提供される各国入国要件は、日々変更が行われるため十分注意のこと。

＜デスティネーションの入国審査や検疫の際に必要なもの（入国要件）＞

ア 入国時必要な証明書、その他書類（フォーム等）

a **ワクチン接種証明書**：日本政府がワクチン接種を完了したことを証明するもの。

*ワクチン接種証明書の（入国要件としての）要・不要の確認。

*ワクチンの種類、接種回数、最終接種日等条件の確認。

*ワクチン接種証明書提示が義務付けられている年齢の確認。

*ワクチン接種証明書の提示が免除される条件や必要書類の確認。

（注）日本国内で発行されたワクチン接種証明書が認められているかも確認すること。

（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

b **検査証明書（陰性証明書）**：以下の点に留意すること。

*検査証明書（陰性証明書）の（入国要件としての）要・不要の確認。

*検査日（到着前 24 時間以内、48 時間以内など）の確認。

*検体採取・検査方法等の確認。

*検査証明書（陰性証明書）提示が義務付けられている年齢の確認。

※上記 a. b. の証明書については英文の証明書であること。

c **宣誓書、健康申告書、渡航者追跡フォーム等**

*デスティネーションによって筆記または WEB 入力等により提出が求められている。

*デスティネーションによっては接触確認アプリのインストールが必要な場合がある。

*デスティネーションによっては、入国要件として海外旅行保険の加入が必要な場合がある。

イ その提示方法の例

（デスティネーションによって提示方法が異なる場合がある。）

a 紙製の日本自治体発行のワクチン接種証明書

b 新型コロナワクチン接種証明書アプリ（発行元がデジタル庁であること）

c 紙製もしくは電子化された検査証明書（陰性証明書）

d デスティネーションの国・州政府が指定するアプリや WEB サイト

*上記についてはアプリのダウンロード、必要項目の入力、証明書のアップロードなどの方法をお客様に適切に案内すること。（アプリ等によっては英語対応の場合があるので、お客様にとってわかりやすい案内を心がけること。

ウ デスティネーションによっては入国時及び入国後に PCR 検査等が必要な場合がある。

＜航空会社の搭乗手続時に必要となるもの＞

航空会社の搭乗手続時においてはデスティネーションや乗り継ぎ地の入国要件で定められているワクチン接種証明や検査証明（陰性証明）等の書類の提示があるが、その提示方法が入国審査・検疫の場面とは異なる場合があるので、航空会社のホームページ等で最新の情報を入手すること。

ア デスティネーションの入国要件で定められた必要な書類等の提示

（航空会社によって提示方法が異なる。）

a 紙製の日本自治体発行のワクチン接種証明書

- b 新型コロナワクチン接種証明書アプリ（発行元がデジタル庁であること）
- c 紙製もしくは電子化された検査証明書（陰性証明書）
- d デジタルヘルスパスポート（VeriFLY等）
- e デスティネーションの国・州政府が指定するアプリやWEBサイト
- f 航空会社が指定・推奨するWEBサイトやアプリ

*上記についてはアプリのダウンロード、必要項目の入力、証明書のアップロードなどの方法をお客様に適切に案内すること。（アプリ等によっては英語対応の場合があるので、お客様にとってわかりやすい案内を心がけること。

<クルーズの乗船手続時に必要となるもの>

クルーズの乗船手続時に必要となるもの等については、クルーズ会社に確認すること。

<日本帰国時の手続等について>

（参考）厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について」（2022年6月1日現在）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

下記の日本帰国時の必要書類・アプリ等は今後も条件が変わる可能性があるため、常に最新情報を入手するよう努めること。

ア 入国時検査及び入国後待機期間の見直し（2022年6月1日より有効）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

オミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、国・地域を「赤」・「黄」・「青」の3つに区分する。

区分 (国・地域)	有効なワクチン接種証明書の有無	出国前72時間以内の検査	入国時の検査	入国後の待機期間
赤	なし	検査あり	検査あり	「3日間検疫施設待機（+施設検査陰性）」
	あり			「3日間自宅待機+自主検査陰性」
黄	なし	検査あり	検査あり	（検査を受けない場合は7日間待機）
	あり		検査なし	
青	なし	検査あり	検査なし	「待機無し」
	あり			

水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく国・地域の区分について
（2022年5月26日時点）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100321850.pdf>

イ ファストトラックについて（空港での検疫手続の事前登録及び審査完了）

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

<https://teachme.jp/111284/manuals/13655051/> （ファストトラック マニュアル）

- a 対象空港：成田・羽田・中部・関空・福岡（2022年6月1日現在）
- b 登録期限：入国予定日から2週間以内～搭乗便到着予定日時の6時間前まで
- c 用意するもの：My SOS アプリがインストールされたスマートフォン等
 - ・パスポート番号
 - ・ワクチン接種証明書
 - ・出国前72時間以内の検査証明書（陰性証明書）
- d MySOS アプリについて：ファストトラックを利用するためには、MySOS アプリへの必要書類の事前登録及び審査完了が必要となる。日本入国時には、アプリの”青色” “緑色” または “黄色” の画面を提示する。

「**必要書類・情報の事前登録**」：アプリの指示に従って、以下の書類・情報を搭乗便到着予定日時の6時間前までに登録完了する。

- ・質問票
- ・誓約書
- ・ワクチン接種証明書
- ・出国前72時間以内の検査証明書（陰性証明書）

「**登録内容の審査**」：アプリ画面の色の意味は以下の通り。

“青色”：すべての検疫手続事前登録が完了し、下記に該当する場合。

（ファストトラック利用可。空港到着時検査と入国後待機なし。）

- ・青色の区分の国に滞りかつ出国前72時間以内の検査証明書が受理された。
- ・黄色の区分の国に滞りかつ3回目のワクチン接種証明があり、出国前72時間以内の検査証明書が受理された。

“緑色”：事前登録と審査がすべて完了した場合。

（ファストトラック利用可）

“黄色”：検査証明書を事前に登録せず空港で提示する場合、または事前審査が進行中の場合（ファストトラック利用可）

“赤色”：申請内容に不備がある場合（ファストトラック利用不可）

<日本帰国時に必要となる書類等>

ア ワクチン接種証明書

- a 紙製の日本自治体発行のワクチン接種証明書
 - b 新型コロナワクチン接種証明書アプリ（発行元がデジタル庁であること）
- ※「ファストトラック」利用者は、My SOS アプリにアップロードする。

イ 検査証明書（陰性証明書）

「出国前72時間以内の検査証明書」の提出が必要となる。

したがって、現地滞在中にしかるべき検査機関（医療機関）においてPCR検査等の受検ができるように日程作成及び検査予約を行うこと。特に、以下の点について注意すること。

- a 検査証明書の様式については特に指定はなく、任意のフォーマットで可。但し、

必須項目が日本語または英語で記載されている必要がある。

(参考) 厚生労働省【水際対策】出国前検査証明書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

b 有効と認められる検体及び検査方法であること。

c 検体採取が出国前 72 時間以内であること。

(参考) 厚生労働省 検査証明書の提出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

(参考) 厚生労働省 検査証明書について (Q&A)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf>

※「ファストトラック」利用者は、My SOS アプリにアップロードする。

搭乗便到着予定日時の 6 時間前までに登録出来ない場合、アプリ画面は“黄色”となり、航空機搭乗時や入国時に紙等で「出国前 72 時間以内の検査証明書」を提示する必要がある。

ウ 質問票

待機期間中における健康フォローアップのため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を確認する。日本国内で入国者本人が使用できるメールアドレス、電話番号を質問票に必ず記載のこと。

質問に答えた後、QR コードをスクリーンショットまたは印刷し、提示する。

※「ファストトラック」利用者は、My SOS アプリから質問票の入力が可能。

(質問票) <https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

エ 誓約書

(誓約書) https://www.mhlw.go.jp/content/pledge_japan.pdf

※「ファストトラック」利用者は、My SOS アプリから誓約書の入力が可能。

オ アプリ関連

a 入国者健康居所確認アプリ (MySOS)

b 接触確認アプリ (COCOA)

c スマートフォンの位置情報設定を ON の状態にしておく。

(参考) 厚生労働省・入国者健康確認センター「日本へ入国・帰国した皆さま

へ」<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

カ 日本入国時検査について

a 日本到着時に空港にて抗原検査等を受けなければならない対象者は 3 ページ「ア 入国時検査及び入国後待機期間の見直し (2022 年 6 月 1 日より有効)」を参照のこと。

キ 宿泊施設または自宅待機等 : 3 ページ「ア 入国時検査及び入国後待機期間の見直し (2022 年 6 月 1 日より有効)」を参照のこと。

③ 新型コロナウイルス感染症ガイドライン・感染防止対策

デスティネーションあるいは旅行サービス提供事業者 (航空会社、鉄道、クルーズ、ホテルなど) 毎に定められた新型コロナウイルス感染症ガイドライン・感染防止対策を確認し、現地で新型コロナウイルス感染症の陽性結果が出た場合の流

れを含め重要と思われる事項は、出発前、旅行中にお客様に適切なタイミングでご案内できるようにしておくこと。

(2) 企画旅行（募集型・受注型）における原則

① デスティネーション選定に関する原則

ア デスティネーション選定にあたっては日本国政府の方針に加え、外務省・感染症危険情報、現地の新型コロナウイルスの感染状況（ワクチン接種率・死亡者数・新規感染者数など）、現地医療体制、ロックダウン等行動規制の有無、デスティネーションのガイドライン等を基準とすること。

イ デスティネーションのガイドラインが国・地域によって違いがあることが考えられるが、新型コロナウイルス感染症が終息していない現状を踏まえ、旅行会社として可能な限りの感染防止のための注意喚起等を行うこと。

② 企画旅行参加者の条件に関する原則

ア 企画旅行参加者は原則としてデスティネーションの入国要件を満たしていることを条件とする。

③ 旅程管理における原則

ア 旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等及び現地手配を委託する現地ランドオペレーターについては、事前に事業者自らが定めるガイドラインあるいはデスティネーションの定めるガイドラインに沿った適切な感染防止対策の実施が確認できていることを利用の条件とする。

イ 利用する旅行サービス提供事業者の感染防止対策が不十分と判断された時は、ただちに当該事業者の利用を中止し、他の事業者に変更すること。

ウ 添乗員、現地ランドオペレーター（現地係員・ガイド含む）は各ガイドラインを遵守し、お客様に対して旅行中の感染防止を心掛けたご案内をすること。なお、現地係員等のいないフリー型の企画旅行の場合は、出発前にお客様が行うべき感染防止対策について案内を徹底すること。

④ 旅行の実施における原則

ア 現地の感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅程の変更や中止を検討し、旅行者の安全確保に努めること。（現地医療体制の逼迫、ロックダウン等の行動規制、航空便の運航状況など）

2 海外旅行における感染防止対策

(1) お客様への案内及び要請事項

※添乗員無しや現地係員対応がないフリー型の企画旅行及び手配旅行については下記①～④についてお客様ご自身で実践いただくため、出発前に適切な方法でお客様にご案内すること。

① マスクの着用

ア 原則としてデスティネーション及び運送機関が定める基準に従うこと。また、お客様に対して基準に関する最新情報をご案内すること。（感染者数の増加傾向がみられた場合、デスティネーション及び運送機関が定める基準が変わる可能性もあるので、注意が必要である。）

イ 基礎疾患のあるお客様から旅行中のマスク着用について相談があった場合は、主治医に相談するようご案内すること。

② 手洗い・手指消毒の実施

ア 感染防止のため、旅行中、適宜手洗い・手指消毒をご案内すること。

イ お客様には念のため除菌ウェットシートや小型の消毒液（注）などを持参することも推奨すること。（注）液体物の機内持ち込み制限に注意のこと。

③ 身体的距離の確保

ア 旅行中、人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）程度空けるよう意識すること。

④ 換気

ア 客室内等、可能な限り窓を開けるなどのこまめな換気をご案内すること。

（2）海外旅行保険の加入推奨

①滞在先で新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に備えて、お客様に現地医療機関と多く提携し、新型コロナウイルス感染症に対する十分な補償（※1）が組み込まれた海外旅行保険の申し込みを強く推奨（※2）すること。なお、保険会社によって現地での医療情報提供体制が異なる場合がある。またクレジットカード付帯の海外旅行保険については旅行代金や航空券代をそのクレジットカードで支払うことが付帯の海外旅行保険を利用できる条件となっている場合や補償内容が低く抑えられている場合もあるのでお客様には詳しく案内することが求められる。

②企画旅行（募集型・受注型）において取扱事業者は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に備えて、お客様が申し込んだ海外旅行保険の情報を可能な限り事前に収集し、海外旅行保険会社のサポートデスクや医療機関への連絡がスムーズに行えるようにしておくこと。添乗員や現地係員がいない企画旅行については、お客様に対し海外旅行保険会社のサポートデスクの活用を出発前にご案内すること。

③手配旅行においては、お客様に対し海外旅行保険のご案内を必ず行うこと。（※2）

（※1）現地での治療費等が高額になる場合に備え、治療・救援費用の補償金額を現地の医療事情に合わせて手厚くすることや、旅行変更費用（特約）を追加することなどを検討する。

（※2）保険代理店の委託を受けていない旅行代理店や、募集人資格がない者が、保険募集に該当する行為（注）を行うと無資格募集になるため留意すること。保険代理店の委託を受けていない場合は、海外旅行保険を取り扱っている代理店や保険会社に相談・照会すること。

（注）保険募集に該当する行為

1. 保険契約の締結の勧誘
2. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
3. 保険契約の申込の受領（手続き）
4. その他の保険契約の締結の代理または媒介

（3）たびレジ登録のご案内、現地日本大使館・領事館への連絡

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

①渡航前にお客様には外務省 海外安全情報配信サービスのたびレジに登録するようご案内すること。

②企画旅行に参加するお客様が万が一滞在先で新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には添乗員あるいは現地係員から（添乗員や現地係員がいない企画旅行の場合は、可能な限りお客様本人から）現地日本大使館・領事館にも連絡すること。

（たびレジに登録することにより、現地日本大使館・領事館の連絡先も確認することが可能）「登録が完了した方に送付する「登録完了お知らせメール」にて、渡航先の国・地域

の大使館・総領事館の連絡先やホームページへのリンク情報をお知らせしています。」(たびレジ FAQ より)

(4) 手配旅行における原則

- ① 上述 1. **海外旅行における留意すべき基本原則** (1) 事前に確認すべき事項及び 2. **海外旅行における感染防止対策** (1) ~ (3) についてお客様に最新の情報に基づいてご案内すること。
- ② デスティネーション及び利用する旅行サービス提供事業者(航空会社、鉄道、クルーズ、ホテルなど)が定めるガイドラインを確認するようお客様に促すとともに、必要に応じて情報提供などに配慮すること。
- ③ 現地の新型コロナウイルス感染症に関する感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、お客様に助言すること。

(5) 旅行会社・現地ランドオペレーターが行うべきこと

① **(企画旅行) 旅行の条件となっている証明書、アプリ等の案内**

ア 上述 1. **海外旅行における留意すべき基本原則** (1) 事前に確認すべき事項 ② 必要な証明書、アプリ等についてに記載されている内容について、証明書の入手、検査予約、アプリのダウンロードなどお客様ご自身が行わなければならないことが多いため、漏れのないよう、前広に適切な方法でお客様にご案内すること。

② **(企画旅行) 旅行中、参加者に新型コロナウイルス感染症の症状(またはその疑い)が出た場合**

ア 企画旅行において旅行中の参加者に発熱または風邪等の症状がある場合は、速やかに海外旅行保険会社のサポートデスクに連絡を取り、現地当局の指示に基づいた医療機関の受診、ホテル待機、PCR 検査の受検等の対応を取ること。また、現地ランドオペレーターと連携・情報共有し、必要な手配の変更を行うこと。

イ 濃厚接触者(と考えられる参加者等)について海外旅行保険会社のサポートデスクや医療機関を通じ対応方(受診、ホテル待機、PCR 検査等)を確認、指示を仰ぐこと。濃厚接触者の定義(定義の有無、濃厚接触者の扱い等)はデスティネーションで異なるので確認が必要である。

ウ 団体旅行等で上記アの参加者と同一行動していた参加者には事情を説明し、当該国・地域のガイドライン等に基づき今後(PCR 検査の受検、濃厚接触者の特定や隔離、団体行動からの離団など)ご理解・ご協力いただくべきことについてご案内すること。

③ **(企画旅行) 旅行中、参加者に新型コロナウイルス感染症の陽性結果が出た場合**

ア 企画旅行参加者に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た場合は医療機関等の指示に基づき入院・隔離などの対応を行うこと。また、日本大使館・領事館へも連絡を取ること。

イ 上記アの状況により、旅行継続が不可能と判断された場合は参加者に事情を十分説明した上で、旅行を中止する。参加者から帰路手配の求めがあれば、当該参加者の負担により帰国便等の手配を行い、可能な限り速やかに帰国させること。

ウ 旅行開始後に旅行を中止する場合は、旅行者が未だ提供を受けていない旅行サービスに係る部分の旅行代金は返金しなければならない。この際、旅行サービス提供機関が課す取消料・違約料は参加者の負担となる。

(参考)

*東京海上日動海外総合サポートデスク

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/telephone/?_ga=2.63546415.1807269777.1634518262-656458920.1633049607

*外務省 世界の医療事情

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>

*外務省 医務官駐在公館

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/tantou.html>

*外務省 大使館・総領事館のできるごと

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/dekiru-koto.pdf>

本運用手引書を監修頂いた皆様方（順不同）

久留米大学 渡邊 浩 教授（一般社団法人日本渡航医学会 副理事長）

航仁会 西新橋クリニック 大越 裕文 院長（同 理事）

日本赤十字社和歌山医療センター 古宮 伸洋 部長（同 評議員）

藤が丘オーキッドファミリークリニック 伊藤 祐一 院長（同 評議員）

第1版 2021年12月16日

第2版 2022年4月13日

第3版 2022年6月16日